

第22期 第6回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和7年11月28日（金） 14：00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

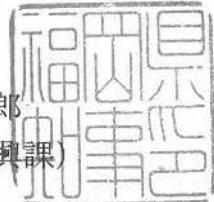
3 議 題

- (1) うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
- (2) 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について（報告）
- (3) 福岡県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の改正について（協議）
- (4) 福岡県内水面漁場管理委員会規程の改正について（協議）
- (5) 資源管理の状況等の報告について（区画漁業）（報告）
- (6) その他

7水第1487号
令和7年11月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第11条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

記

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置及び申請すべき期間を別紙のとおり定め、公示します。



福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可をすべき漁業者の数とその他の制限措置

漁業種類	漁業を営む者の資格	操業区域	漁業時期	漁業者の数
うなぎ稚魚漁業	内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の筑前地区に養殖場の所在地がある者	筑前海区及び同海区に流入する河川	2月1日から4月30日まで 5
	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の豊前地区に養殖場の所在地がある者	福岡県豊前海区及び同海区に流入する河川（山国川を除く。）	6
	養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約を締結している者	別記の豊前地区に住所がある者		3

	養鰻業者。ただし、500 平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の有明地区に養殖場の所在地がある者	福岡県有明海区及び同海区に流入する河川(筑後川を除く。)		6
--	------------------------------------	---------------------	------------------------------	--	---

2 許可を申請すべき期間

令和 7 年 1 月 28 日から令和 7 年 12 月 24 日まで

別記

筑前地区：福岡市、北九州市(筑前海に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡

豊前地区：北九州市(豊前海に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡

有明地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三瀬郡、八女郡

福岡県内水面漁場管理委員会に係る行政手続き等における 情報通信の技術の利用に関する規程の改正について

1 標題規程の内容

内水面漁場管理委員会に係る行政手続のオンライン化について、知事部局における規則の例によると定めたもの。

委員会に係る行政手続の例：公文書の開示請求

2 規程の改正が必要となった理由

(オンライン化条例の改正に伴い) 標題規程の中で引用されている知事部局の規則名が改正されたため。

旧) 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

新) 知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

※名称変更以外の規則（条例）改正については委員会への影響なし

3 改正の内容

別添「新旧対照表」参照

～参考～

「福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」（オンライン化条例）及び「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」（オンライン化規則）の主な改正点

- 1 名称変更（条例・規則）
- 2 目的の変更（条例）
- 3 住民票や登記事項証明書など、申請等の際に添付が必要だった書面の一部について、情報通信技術を利用して省略することが可能となった（条例・規則）

新旧対照表

改 正 後 (案)	現 行
<p><u>福岡県内水面漁場管理委員会に係る情報通信技術を 活用した行政の推進等に関する規程</u></p> <p style="text-align: center;">令和七年 月 日 福岡県内水面漁場管理委員会告示第<u>三</u>号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会に対して行うこととされ、又は福岡県内水面漁場管理委員会が行うこととしている手続等及び規程(条例に基づくものを除く。)の規定に基づいて福岡県内水面漁場管理委員会に対して行うこととされ、又は福岡県内水面漁場管理委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為を、<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合については、<u>知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>(平成十六年福岡県規則第二十五号)の規定の例による。</p>	<p><u>福岡県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する規程</u></p> <p style="text-align: center;">平成十六年三月三十一日 福岡県内水面漁場管理委員会告示第<u>二</u>号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会に対して行うこととされ、又は福岡県内水面漁場管理委員会が行うこととしている手續等及び規程(条例に基づくものを除く。)の規定に基づいて福岡県内水面漁場管理委員会に対して行うこととされ、又は福岡県内水面漁場管理委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為を、<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合については、<u>知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>(平成十六年福岡県規則第二十五号)の規定の例による。</p>
附 則 この告示は、公布の日から施行する。	附 則 この告示は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もつて県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（添付書面等の省略）</p> <p>第七条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>第八条 （略）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則等で定める。</p>	<p style="text-align: center;">福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に係り、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第七条 第八条 （新設）</p>

新旧対照表

改正案	現行
知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則	知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
（定義）	（定義）
第一条 この規則で使用する用語は、 福岡県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例 （平成十六年福岡県条例第十二号。以下「 情報通信技術活用条例 」という。）で使用する用語の例による。	第一条 この規則で使用する用語は、 福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 （平成十六年福岡県条例第十一号。以下「 情報通信技術利用条例 」という。）で使用する用語の例による。
2 （略）	2 （略）
（氏名又は名称を明らかにする措置）	（氏名又は名称を明らかにする措置）
第八条 情報通信技術活用条例 第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する第四条第四項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第四条第一項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。	第八条 情報通信技術利用条例 第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する第四条第四項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第四条第一項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。
2 情報通信技術活用条例 第四条第四項及び 情報通信技術活用条例 第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。	2 情報通信技術利用条例 第四条第四項及び 情報通信技術利用条例 第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。
（添付書面等の省略）	（新設）
第九条 情報通信技術活用条例 第七条に規定する規則等で定める書面等及び措置は、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令 （平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、知事等が別に定めるものとする。	第九条 規則の規定に基づく行為の取扱い
（規則の規定に基づく行為の取扱い）	（規則の規定に基づく行為の取扱い）
第十一条 規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている申請、通知その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令及び規則に特別の定めのある場合を除くほか、 情報通信技術活用条例 及びこの規則の第三条から前条までの規定の例による。	第十一条 規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている申請、通知その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令及び規則に特別の定めのある場合を除くほか、 情報通信技術利用条例 及びこの規則の第三条から第八条までの規定の例による。
第十二条 （略）	第十二条 （略）

福岡県内水面漁場管理委員会規程の改正について

新旧対照表

改 正 後 (案)	現 行
福岡県内水面漁場管理委員会規程	福岡県内水面漁場管理委員会規程
第1条～第9条 (略) (採決の方法) 第10条 採決の方法は、投票、起立又は挙手によるものとする。なお、議長が異議の有無を委員に諮り異議がないと認めたときは、可決を宣言することができる。 <u>2 簡易な事項については、文書によって議決することができる。</u>	第1条～第9条 (略) (採決の方法) 第10条 採決の方法は、投票、起立又は挙手によるものとする。なお、議長が異議の有無を委員に諮り異議がないと認めたときは、可決を宣言することができる。 (新設)
第11条～第31条 (略)	第11条～第31条 (略)

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（区画漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第90条第1項）
- ・県知事は報告を受けた事項について必要な報告をする（漁業法第90条第2項）
- ・県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。

報告の内容 (漁業法施行規則第28条)
1 漁業権の種類及び免許番号
2 報告の対象となる期間
3 漁場の活用状況 ※該当するもののみ抜粋

【区画漁業の種類】（漁業法第60条）

第一種区画漁業	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業
第二種区画漁業	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業